



### 子育て相談 ㊦

子育てについての悩みや不安がある方からの相談を受け付けます。

**場所** 町立幼児学園・保育園・幼稚園、子育て支援課

**対象** 0歳～就学前の児童の保護者など  
※希望する方は、電話などで事前に連絡してください。

### ひとり親家庭などの医療費の助成 ㊦

母子家庭などの方が病気等で受診した際の医療費の自己負担額を助成します。(所得制限あり)

**対象** 母(父)子家庭または祖父母などの養育者家庭

**助成期間** 児童が満18歳になった日以降の最初の3月31日まで

### 小児慢性特定疾患児の日常生活用具の給付 ㊦

小児慢性特定疾患医療受診券を持っている方で、在宅での療養が認められる方に対し、日常生活用具を給付します。

ただし、他の制度により用具を受給する方は対象外となります。

### 未熟児などの医療費の助成 ㊦

体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする1歳未満の乳児に対し、その治療に必要な医療費を負担します。

**対象** 住民登録があり、出生時の体重が2000g以下、または対象となる症状があるため指定養育医療機関において入院治療が必要な1歳未満の乳児

### 子育て支援 ㊦

0歳～未就園の児童とその家族に対し、憩いの場を提供します。

**開所日** 月～金曜日(祝日などを除く)

**場所** 仙石原子育て支援センター(仙石原幼児学園内)、湯本子育てサロン(湯本幼児学園内)

**開所時間** 9時30分～15時30分(12時～13時は閉所)

### 放課後児童クラブ ㊦

保護者の就労などにより、放課後、児童が帰宅しても保護者がいない家庭のお子さんを預かります。

**場所**

- ◎湯本こどもクラブ(湯本小学校内)
- ◎箱根こどもクラブ(箱根の森小学校内)
- ◎きんときクラブ(仙石原小学校内)

**対象** 小学校に就学している児童

**開所日** 月～金曜日(祝日などを除く)および小学校の夏季休業中の土曜日

**開所時間** 小学校の放課後～18時(夏・冬・春休み期間中は8時～18時・土曜日は8時30分～16時30分)

**負担額** 児童1人につき月額7,000円(おやつ代含む。ただし、7月は月額8,000円、8月は月額9,000円。利用時間が17時を超える場合は、一回につき別に50円)

### 児童相談 一気付いてくださいSOS! ㊦

子育てについて自分自身が不安を抱えているときや、近隣や職場などで、「もしや」と虐待の疑いを持ちたり、虐待の事実を発見したりしたときは、迷わず子育て支援課に相談・通告してください。(電話可。秘密厳守)

### 移住・定住支援 ㊦



○若い子育て世代が新たに住宅を新築、購入、リフォームする際の費用の一部を助成します。(※)

○新規転入者または結婚1年以内の世帯に対し、民間の賃貸住宅家賃の一部を助成します。(※)

○個人住宅の取得に係る借入金の利子および保証料の一部を助成します。

※これらは今年度中に開始するもので、支給要件が決まり次第お知らせします。

### 通学費の補助など ㊦

通学費については、町立小・中学校はその全額を、町内・外の高等学校等はその一部を補助します。(対象区間あり)

また、箱根の森小学校については、スクールバスを3台運行し、児童の登下校を支援します。

### 特別保育 ㊦

家庭の事情でお子さんを一時的に保育ができなくなった場合や、休日に保育が必要となった場合に幼児学園・保育園で預かります。

●一時保育

**場所** 町立幼児学園・保育園

**対象** 3歳～就学前の集団保育で過ごすことができる児童

**利用時間** 8時30分～16時30分の間に必要な時間

**保育料** 1時間300円(町内に住民登録がない児童は450円)

※給食費、おやつ代が必要になる場合があります。

●乳幼児一時預かり

**場所** 町立幼児学園・保育園

**対象** 2か月～3歳未満

**利用時間** 8時30分～11時30分の間に必要な時間

**利用料** (一人当たり30分につき)

	町内在住	町外在住
生後12か月未満	250円	350円
生後12か月以上36か月未満	200円	300円

※町外在住の方については、兄弟姉妹が町立幼児学園・保育園の在園児である場合に限りです。

●休日保育

**場所** 仙石原幼児学園

**対象** 町内在住で、3歳～就学前の集団保育で過ごすことができる児童

**保育日** 日曜日、祝日(12月29日～1月3日を除く)

**保育料**

	4時間	6時間	8時間
	1,200円	1,800円	2,400円

※おやつ代が必要になる場合があります。

**定員** 1日20人

### 児童手当 ㊦

児童を養育する家庭の安定と児童の健全な育成を図るため、児童を養育している方に対し、手当を支給します。

**対象** 中学校卒業前の児童を養育している方(所得制限あり)

**手当額(月額)**

3歳未満		1万5,000円
3歳以上～	第1子・第2子	1万円
小学校卒業前	第3子以降	1万5,000円
中学生		1万円
所得制限額以上の方		5,000円

### 児童扶養手当 ㊦

18歳未満(障がいがある場合は20歳)の児童がいる母(父)子家庭で、児童を監督・保護している母(父)、または母(父)に代わり養育している方に対し、手当を支給します。(所得制限あり。また、対象児童が福祉施設などに入所している場合は非該当)

### 特別児童扶養手当 ㊦

知能または身体に中程度以上の障がいを持つ児童を監督・保護している父、母または養育している方に対し、手当を支給します。(所得制限あり。また、対象児童が福祉施設などに入所している場合は非該当)

### 給食費の補助 ㊦

町立小・中学校では、在学する児童・生徒を3人以上養育する方に対し、3人目以降の給食費を全額補助します。

㊦…企画課 ㊦…子育て支援課 ㊦…教育委員会学校教育課

6月号では高齢者や障がい者への支援などについて特集します。